

目標値設定水準の考え方

1 外的基準による設定

- ①法令等によって、達成すべき基準がある場合には、その基準を目標値とする。
 ②国や県等の分野別計画(上位計画)等において達成すべき基準が定められている場合には、当該計画等で定められた基準を目標値とする。

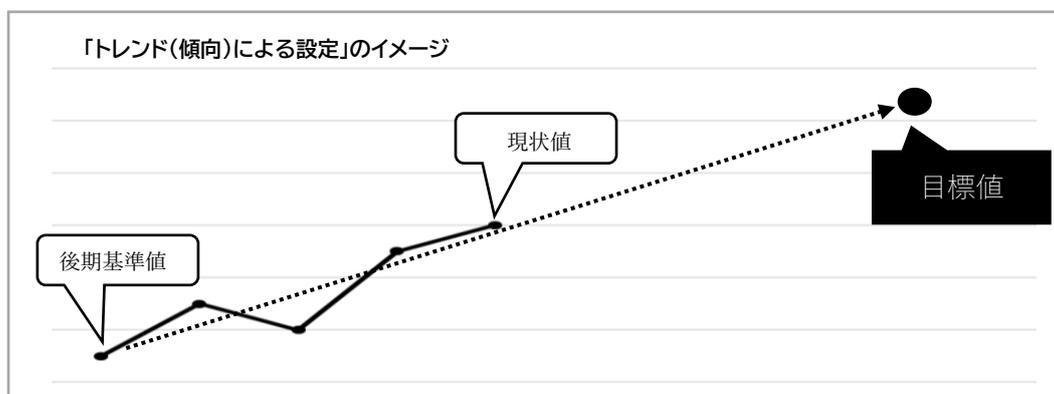
※上記①②で示されている目標年次が、総合計画目標年次(R10(2028)年度末)と異なる場合は、上記①②の目標値を達成するために、総合計画目標年次には、どのような達成水準になっている必要があるかを考慮して設定する。

2 現在の事業計画や各分野における個別計画からの設定

- ①道路や公園整備などのハード事業と関連する指標については、現在実施・計画している整備等が総合計画期間内に供用開始になった場合に想定される成果を踏まえ目標値を設定する。
 ②現在、実施または計画しているソフト事業と関連する指標については、当該事業に係る成果が総合計画期間内で発現される場合を想定して目標値を設定する。
 ③各分野における個別計画等で目標値を定めている場合は、当該計画における目標値と整合を図る形で、目標値を設定する。

3 トレンド(傾向)による設定

過去から現在までの「成果指標値の動き(傾向)」、「社会潮流(意識変化、技術革新)」、「法改正」等の影響を踏まえ、総合計画目標年次(R10(2028)年度末)にどのような値になるかを予測して目標値を設定する。



注1) 現状値が、高いレベルで推移しており、かつ、成果向上余地が少ないと想定される場合は、現状維持の目標値となることを妨げない。

注2) 人口減少の影響等により、やむを得ず目標値が現状値より低下・悪化する形で設定せざる得ない場合には、その理由を明確にしておく。

4 その他の設定

①成果指標を上げること(下げること)が必ずしも目指す姿とはならないものは目標値を設定せず、現状を適切、正確に把握するための指標とする。

(例)生活保護率、虐待・いじめの認知件数など。

②計画期間累計(期間中の累計値)を成果指標としているものについては、原則として基準値は設定せず、基本計画の始期からの累計値を指標として取り扱う。

③新規の成果指標で、市民アンケートから数値を取得するものは、令和7年1月のアンケート後に設定するため、現時点では基準値を「今後取得予定」、目標値を「今後設定」としている。